

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 未収利息の計上時期

Q：当社は、取引先に対し設備資金として、5年後に元金、利息の合計を一時払いの契約で貸し付けました。この貸付金に対する利息の計上は、5年後、実際に収入があったときでよいでしょうか。

A：発生主義により計上することになりますので、5年後に一括して収入に計上する処理は認められません。

#### 【解説】

貸付金、預金、貯金または有価証券から生ずる利子は、その利子の計算期間の経過に応じて、その年に係る金額を益金に算入するのが原則です。

ただし、主として金融や保険業を営む法人以外の法人が、貸付金等から得る利子でその支払期日が1年以内の一定期間ごとに到来するものの額につき、継続してその支払期日の属する事業年度の益金に算入している場合には、この処理が認められます。これを、利払期待来基準といいます。

ご質問の場合は、5年後に元金、利息の合計を一時払いすることになっていますから、利払期待が1年を超えることになり、利払期待来基準は認められないことになります。

したがって、発生基準によって利息の計算期間の経過に応じてその事業年度に係る金額をその事業年度の益金に計上することになります。

